

令和7年11月21日 開会
令和7年11月21日 閉会
第 19 回
(通算第 245 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 11 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年11月6日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年11月21日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 19 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和7年11月21日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	農業委員 会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員 河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
不応招委員	なし
出席委員	農業委員 会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員 河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂
欠席委員	農業委員 5番 尾崎 勝典
	農地利用 最適化 推進委員 米田 銀次郎
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 10時00分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	米田 浩司 橋本 修治
会期の決定	令和7年11月21日
開 議	令和7年11月21日
備 考	

第 19 回農業委員会
(通算第 245 回)

令和7年11月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|------------------------|
| 議案第1号 | 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について |
| 議案第2号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 吉賀農業振興地域整備計画の変更について |

事務局	<p>本日の欠席の委員さんは、尾崎さんと米田銀次郎さんは連絡はまだ来てないんですが、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として米田浩司委員、橋本委員を指名します。</p> <p>議案第1号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明いたします。</p> <p>今回、議案に上げている農地ですが、これは委員さんに毎年行っていただいている農地利用状況調査、農地パトロールで再生困難となった農地のなかで非農地にしてよいと思われるところです。再生困難というのは、山林化していて農地に復元するのが困難であり、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地です。</p> <p>令和5年に担当地区の農業委員さんに非農地の候補のリストを渡して再度確認していただき了解をいただいたところです。そのような農地は全町にたくさんありますが、今回は旧柿木村地区について上げています。これから地区ごとに順番に非農地判断をしていく予定です。</p> <p>非農地判断というものは、農業委員会が客観的に判断するもので、土地の所有者の意向により判断するものではありませんが、念のため事前に所有者に通知をして、異議がなかったものを非農地の候補としています。</p> <p>6ページまでありますが、今回は合計67筆26,387㎡、約2.6haとなります。</p> <p>本日、非農地で良いということになりましたら、この後、非農地通知を所有者あてに送付します。その段階で農業委員会が管理する農地台帳からは外れることとなりますが、登記地目の変更は、所有者にお願いすることとなります。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>今事務局の方が説明しましたように、この非農地につきまして、一応相手側の確認は一応取って、異議等々がないものを出しているというところでございます。かなりの筆数ありまして、見ていただきたい、という風に思っるとるんですけど、それでは皆さんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>ご意見のある方挙手をもって、よろしくご願ひいたします。</p>

よろしいでしょうか。一応本人さんには確認を取っておる、という事でございますので、今事務局から聞いて、これをまた通知をするわけなんですけど、その後で異議ある方ありますか、それは無いという事でしたので。申し添えておきます。

それでは採決の方に移らせていただきます。

第1号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、挙手全員でございますので、認可相当と認めます。

続きます、議案第2号 非農地の証明書の交付申請につきまして申請が出ておりますので事務局、よろしくお願いいたします。

事務局

議案第2号について説明します。

非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。

1番ですが、農地の所在は〇〇番、地目 畑と墓地、面積〇〇㎡、そのうち墓地が26㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、山林化しており、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難であるためです。

非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。

以上よろしくお願いいたします。

議長

それでは、今説明がありましたように、この非農地の現地確認を3名の方をお願いしたいと思います。3名の方をご指名申し上げます。お一人目は河上委員さん、お二人目が田中委員さん、それから三人目が山根委員さんに、この3名に確認をしていただきたいと思います。また書類等につきましては、後ほど事務局の方からご提示がございますので、それをもって確認して、後日次の総会の時に発表願います。

それでは続きます第2号議案の2番の説明に移りたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

事務局

では2番をご覧ください。農地の所在は〇〇番、他合計6筆、合計面積〇〇㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は昭和後期の頃より耕作しておらず、原野化、山林化しており、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難であるためです。

議長	<p>説明は以上です。現地確認の委員さん、3名の指名をお願いします。</p> <p>それではご指名します。一人目、田村委員さん、二人目、齋藤（一政）委員さん、三人目、田淵委員さん。このご三名で現地確認、よろしくをお願いします。先ほども申しましたように、次期総会にて、この結果について発表いただきます。以上でございます。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>この案件は、農地の売買をするときに、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるもので、申請が提出されたものとなります。</p> <p>農地の取得を許可する要件は、主に3つあり、</p> <ul style="list-style-type: none">①農地を取得する人がすべての農地を効率的に耕作すること。②農地を取得する人が農作業に従事すること③周辺地域の営農に支障がないこと です。 <p>委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。</p> <p>1番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目が畑、合計面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん〇〇市の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は〇〇のところにある農地で、無償譲渡だそうです。</p> <p>〇〇さんは、この農地の近くにある空き家と農地を譲り受けるそうです。</p> <p>譲受人は申請の農地で家庭菜園をされるそうです。機械は草刈り機を所有されています。</p> <p>〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するそうなので問題ないと思われ ますが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、それでは現地の方は河口委員さんの方に確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
河口委員	<p>おはようございます。先週、〇〇委員さんと一緒に現地の方、確認しました。譲り渡し人の〇〇さんは、〇〇委員の親戚の方に当たり現在〇〇委員さんがこの農地を管理しているそうです。譲り渡し人の方も若く、病院に勤められているので、もし何かあった場合は〇〇委員さんが手伝うとの事でした。</p>

別段問題ないと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは農地法第3条第3号の1につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしくお願い申し上げます。

ございませんか。無いようでしたら承認の方に移らせていただきます。

それでは議案第3号1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので、認可相当と認めます。

続きまして、第3号議案2番につきまして、事務局説明をお願いします

事務局

2番について説明します。

農地の所在は〇〇、他合計14筆で次のページにわたっていますが、合計面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇さん〇〇市の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。

今回の申請地の場所は〇〇から約300m東のところにある農地で、無償譲渡だそうです。

〇〇さんは、この農地を空き家と一緒に譲り受け、水稻や野菜などを栽培されるそうです。機械は草刈り機を所有されています。

農業の経験はないそうですが、来年1年間は農業の研修を行い、その後、認定新規就農者を目指されるそうです。以上ご審議をお願いします。

議長

今事務局が説明をいたしました通りでございますが、ここの現地につきまして、私と本廣委員と二人で、11月14日に確認をいたしております。かなりの筆数がございます。それと譲り渡し人の〇〇さんですが、この松江市に住んでおられる方なのですが、早くにこの地域を出られてですね、そのまま現地はいわゆる農地パトロールで言えば緑農地の状況になっておりまして、まあ私も少しお聞きしたところもございますので、その中の内容を少し説明させていただきます。

まず譲り渡し人の〇〇さんにつきましては、なかなか連絡が取れず、聞くことができませんでしたので、譲り受け人は空家と農地も一緒に付随したものを受けておりますので、その方に詳しく伺いました。〇〇さん、とおっしゃいます。

この方はIターンの方です。で、すでに購入した空家、家につきましてはリフォームをかけて、かなりのお金がかかりました、という事でした。それに付随した筆数、田んぼ、畑が14筆。先ほど言いましたように、全部が全部ではないんですけど、一部緑農地になっている所もございまして、所有しとるのが草刈り機だけ、という事で、どういう風な形で田んぼを作る気ですか？という事でお聞きしましたら、

一応1年間は、その田の草刈りを中心にやります、と。その1年間は、〇〇に研修に行っていて、水稲等のノウハウを勉強したい、と。で、2年目からは出来れば耕作をしたい、という形。で、機械はどうされるんです？という事を聞いたんですけど、機械についてはですね、なかなか買うというのは大変なんで、今のところトラクタは手に入れそうです、と。後、この1年の研修中に〇〇さんをお願いをしながら機械を使用したり、貸借したりして、維持はしていきたい、というような形でございました。

中には、飛び地で小さい畑なんか山に近いところにあるんですよ。それも、当然我々から見ても草を刈りに行く、進入する所が無いような所もあって、これはどうするんでしょう、という話でお聞きしましたら、私も行ったことがない、と。いう事で、その後、行くようになれば一度は行かんといかんと思いますけど、という事なんで、あまり対応が難しいという事になれば、農業委員会の方に相談してみてください、と。いわゆる非農地扱い、の対応もしてあげないと、対応ができないのかな、という風な事も少し考えております。

で、今から田んぼを作られるIターンの方につきましては、一生懸命田んぼで食っていこうという考え方はしていません、と。会社の役員さんで、会社もやっておられるみたいでして、それが私がお家を綺麗にして、住んでおられるところ、周りは草ぼうぼうになるのがイヤなんだ、と。だから綺麗にするんだ、という信念を言っておられました。まあ、我々農業委員会としても、農地を荒らす、というか、ああやってIターンの方でも少しでも草を刈って維持、と言いますか、環境の整備に努めてくれたり、農地を荒らさずに移行できるという事が、であれば、悪い事ではない、という事で、私も色々な質問を申し上げましたが、了解をしたと、という事でございます。そこはまた、〇〇さんがですね、預かってる田んぼもあるんです。ま、それもいずれは受けて、小さいながらも水田をしていきたい、という風に考えておられるそうです。まあ我々も農業委員会の方も一年に1ぺん、調査に来ますから、という事も再度くぎを刺しておきましたので、また必ず対応だけはしておいてくださいね、という事をお願いをいたしました。

以上、ま、少し長くなりましたが現場の方の現地の方の説明になります。

それでは以上申しましたとおりで皆様のご意見を伺いたいと思います
ご意見のある方、挙手をもってよろしく願いいたします
はい、どうぞ

森下委員

気になったんですけど、年齢は？すみません、ちょっとそのへんは？

議長

あの、私も初めて会ったんで、びっくりしたんですけど、若いんですよ。30代

森下委員	<p>ですね。個人情報でその辺は言うちゃいけないんですけど、ご夫婦で来られて、小さい子供さんもおられます。</p>
議 長	<p>2人ですかね？</p> <p>会社の経営をしとられるそうです。そこまでは僕もよお聞かんかったんですけどね。身分も会社役員になっております。</p> <p>知ってる方は分かると思うんですけど、すごい所なんですよ、ほんと。皆さん、ものすごいのり面で何十メートルののり面がついとる所ですね。まあ、よく踏み切ったな、という感じもせんでもなかったんですけど。</p> <p>ございませんか？ないようでしたら採決の方に入らせていただきます。</p> <p>議案第3号2につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。はい、ありがとうございます。挙手多数と認めまして認可承認されました。</p> <p>それでは議案第3号3番でございます。事務局説明をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>3番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目は畑、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇市の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇のところにある国道沿いにある農地です。有償譲渡ですが農地以外の土地も合わせて購入されるそうで、合わせて570万円です。</p> <p>この案件は、9月22日に議案として出したものと関連しますが、1筆申請漏れがあったので、追加分として申請されました。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、申請場所の隣に家を建てる予定です。〇〇さんはこの農地で野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター、草刈り機などを所有されています。</p> <p>〇〇さんはこの農地に一般的なものを植える予定のため、周辺農地に特に支障がないと思うとのことです。以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それではこのの現地につきましては田村さん、よろしく申し上げます。</p>
田村委員	<p>はい、おはようございます。11月18日の火曜日に〇〇さんの方と電話でやり取りの方をさせていただきました。</p> <p>こちら先ほど事務局の方からもありましたように前々回申請のあった土地になります。確か下水道が接続出来ないの、というような案件だったかな、というように思っておりますけど、こちらは申請漏れという事で追加で申請するという事にな</p>

<p>議 長</p>	<p>りまして、作物はサツマイモや柿などを植えて提供していきたいという風におっしゃってました。こちらは真隣に新築のお家を建てるという事で現在は整地作業の方を行っております。〇〇さんの隣の土地になります。特に問題ないかと思えます。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。前回の総会の時に出た案件でございますね。その追加、というか漏れがあったという事でございました。今現地の方は田村さんにご説明いただきました。皆様のご意見を伺いたいと思えます。ご意見ある方、挙手をもって、よろしく申し上げます。</p> <p>追加の案件でございますので、ご意見等はあまりないかと思われませんが。</p> <p>裁決の方、移らさせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは採決の方に入ります。第3号議案の3につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。はい、挙手全員と認めまして、認可相当と認めます。</p> <p>それでは最後になります。第3号議案の4番につきまして、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番について説明します。</p> <p>これは、農地法3条の中の農地の貸し借りの申請です。契約期間は5年間で使用貸借です。</p> <p>審査基準は、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、周辺地域の農地の効率的な利用に支障がないことを審査することとなっております。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目は田、面積〇〇㎡です。</p> <p>貸付人は〇〇さん、〇〇の方、借受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇から〇〇方面に約1.5kmのところにある農地です。〇〇さんは、今年の8月に就農されていますが、この農地で野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター等を所有されています。</p> <p>周辺地域との関係ですが、農薬や化学肥料を使わずに野菜を栽培するため、周辺地域への影響はないとのこと。また、畦畔や農道などの草刈りを積極的に行い周辺の環境整備に貢献するとのこと。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>杉ノ内委員</p>	<p>はい、それでは現地の方は杉ノ内委員さん、よろしく申し上げます。</p> <p>おはようございます。ご本人さん、〇〇さんとお話をしまして、今現状1ヘクタール以上作っていて、この度、〇〇さんの農地を2反ほどの農地を借りる形で、農機具は、</p>

トラクター、草刈り機を所有されていますが、今後フレルモアなども購入して、草をなるべく生やさずして管理していきたい、という事のお話しでしたので、問題はないと思われま

議長

ありがとうございました。 以上のような現地の方の報告でございました。

それでは皆さんのご意見を伺いたいと思います。 ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。

ご意見ございませんか？ 無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。

第3号議案4番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので、認可相当と認めさせていただきます。

以上第3号議案は終了いたします。

続きまして議案第4号でございます。 吉賀農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。 事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号について説明します。 議案書の11ページ、併せて別冊の参考資料をご覧ください。

それで、大変申し訳ないんですが、資料の差し替えをお願いしたいんですけど、今日机の上にお配りしております2枚セットでクリップ止めでお配りしております。 大変申し訳ないんですが、表になっているものは、この議案の12ページのもの

と差し替えをお願いします。

そして管内図も付いていると思うんですけど、この管内図も資料の方の地図と差し替えをお願いします。

それでは説明します。

農業振興地域整備計画とは、吉賀町で定めたものなんですけど、農業の発展を図り、その地域に必要な施策を計画的に推進するために立てられた計画です。

今回の変更の内容は、農業を振興する区域として指定している「農用地区域」に編入することについて農業委員会に意見を求められております。

では、表の方をご覧ください。 12ページなんですけど、差し替えで今日机の上にお配りしました表をご覧ください。

別表1のように、農用地区域への編入の申請が19件出ております。

編入の理由は現状が耕作農地であり、農用地区域として定めるべき土地であることが判明したためです。

この農地が地域計画に守るべき農地として位置付けられておりますので、その整合性を取って今回編入の議案を挙げております。

それぞれ地区担当委員さんに現地を見ていただいておりますので、農用地区域に編

	<p>入してよいかご審議をお願いします。</p> <p>すみません、補足なんですけど、今後の流れを申し上げますと、農業委員会や土地改良区、農協の意見を踏まえて、みなさんが異議なしという事になりますと、町が県と協議します。そして、協議が整いましたら公告をして計画が変更されることになります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>今説明をした通りでございます。この農地につきましては、各地区担当の方に、添書で書いておきましたように現地確認をして農地として利用できるかどうかを確認を特にしておいて下さい、という事で念を押しております。</p> <p>〇〇の案件からずっと見ていただいておりますので、ご報告だけよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>〇〇は、今日は〇〇さんがお休みなので、私が代わりに説明いたします。</p> <p>別冊の資料の2ページと3ページをご覧ください。〇〇の農地は場所は2ページに書いてある通りなんですけど、現状の写真は3ページに載っておりますとおり水稻を作付けしている所です。私も現地を見に行ったんですが、水稻作付されておりますので、農用区域に、農用地として定めることは問題ないかと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、続きですね、〇〇の案件でございます。</p> <p>〇〇さんの案件、河口委員さんをお願いしてよろしいでしょうか。</p>
河口委員	<p>現状、何年も耕作しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。簡単で結構でございます。それから続きまして C-5 ですか、〇〇さんの田中委員さんにご確認の方、よろしく申し上げます。</p>
田中委員	<p>この田んぼは私の家から歩いて30秒の所なんですけど、問題なく田んぼであります。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。はい、続きまして E-1、G-1 ですが〇〇さんの地権者の方ですが、齋藤一政委員さんをお願いをします。</p>
齋藤一政委員	<p>4番ですかいね？見えているように、ここから奥まで7枚田んぼがございます。以前より作付けしておりますので農地としての利用は問題ないと思われます。</p>

議 長	はい、ありがとうございます。
齋藤一政委員	5番も続けて。この写真にあるように、家から1分くらいのところなんですけど、写真に見えるように今大豆が植わっています。去年はモチ米を作付けしたところでもありますので、この圃場のしもに2枚圃場がありますけど、長年野菜と水稲を作付けしております。農地として十分活用できると思っております。以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは次はたくさんあるんですよ。6番から18番までありまして、河野（かわの）委員さんなんですけども、全体で、もしこの中を見ていただいて、問題等々があったら、詳しくよろしくお願ひしたいんですが。
河野雅俊委員	はい、全部問題ないです。で、ごめんなさい、ちょっと質問なんですけど、何でそもそもここが入っていなかったのか、というのと、今後もしこういう事が起こりうる可能性があるのか、というのをちょっと教えてもらっていいですか。問題は全然ないです。
議 長	多分、その意見出ると思ひまして、事務局の方、準備しておりますんで。先にです、ね、19の〇〇の案件。田淵委員さんに報告いただいて、今の質問の回答をしたいと思ひます。
田淵委員	はい、ちょっと意見としてですね、ちょっと地権者とも、この手について、この度の、この差し替え後には入ってませんが、その前のそれぞれの方に渡した中に、1件畑として提示されたものがあるんですけど、これ、当事者と話をしたときにですね、今後ともこれを編入して欲しくない、と。というのは、自由にそこに物を建てたりする事が出来ないから、その家の周りに編入されると、また手続き的なものがあるので、入れて欲しくない、と。でも、地権者の意見で編入が指定されるものかお聞きしたいな、と思ひまして。あの、編入されると何かにつけて家の近くで作用小屋を作ったりとか、何かしたい時に除外申請をしていかないと出来ないんで、それを編入して欲しくない、という意見があるんですけど、これは地権者の意見として、果たしてそれが通るのか、通るんだったら、編入されるとですね、とにかく何かをする時に手続きをしないとそれが出来ないということがありますので、その辺りをお聞きしたいと思ひます。
議 長	現地確認をした委員さんの中からご質問等、2件出ております。1件は、なぜこんな所が農振除外されていたのか、という事と、今言ったように、個人の事由でこ

れを編入したり止めたりが出来るのか、という事で、事務局の方に回答を求めたいと思います。

事務局

今回確認して分かった所なんですけど、中山間の直接支払いの対象農地でもあるんですけども、直接支払いが、5年に一度の初年度となって、改めて産業課の方で中山間直接支払いの農地に入っている所の確認をしました。で、その結果、直接支払いと多面的支払いとか、環境直払い交付金とかあるんですけど、それに申請が出ているけれど今回の申請農地は農用地区域に入っていなかったことが分かったんですけど、そもそも中山間直接支払いの交付金を受けるためには、その農地は農振農用地区域に入っていなければならない、という要件があります。

そのため、今回このように意見照会をする事となりました。

何で外れていたか、というのは、もう30年位前からずっと外れたままで誰も気づかずにきてしまって、今回確認したところ改めてそれが分かった、という事です。

森下委員

元々、圃場整備が終わった、そうした時に、その時に編入してないと対象にはならんのかな、ないですかいね？

それで、30年も分からなかった、というのは反対にどうなのかな、と不信感の方が多いたところがあるんで。

堀田局長

30年前というのは、ちょっとはつきりとは分からないところなんですけど

森下委員

ようは、あの頃に大体圃場整備が・・・

堀田局長

圃場整備するにあたっては農振農用地じゃないといけない、という事がございますので、その時点では、こっちが勝手に「農用地です」といって申請するわけではなくてですね、県や国とも協議をしながら圃場整備をするときには進めてまいりますので、その時点では問題はなかったんじゃないか、という風に考えております。

どこで外れたか、というのはですね、色々調べたんですが、ま、はっきり申しまして、分からなかった、という事です。

で、今回は地域計画や直払いや色々な事で、地元から申請が出てきている農地です、整合性を取るために色々調べたら、農用地区域からはずれているという事が判明しましたので、今回編入させていただきたい、という事です。

で、農業委員会としての考えを産業課に挙げてですね、産業課として今後どうするか、というのは今後、県と協議をしながら進めていく、という事になります。

以上です。

事務局	<p>あ、そうですね、個人の事由でできるか、ということなんですけど、そもそも何で何故外れていたか、という理由にもよると思うんですけど。</p>
田淵委員	<p>いいですか？</p> <p>この度削除されましたよね？そこの地権者の意見で編入が拒否されるんだったら、その方が楽ですよ？だけどこれは・・・</p>
堀田局長	<p>結局ですね、拒否されると、農用地区域でないという事ですので、多面的とかです、直払いとか、その交付金からは除外される、という事ですので、そこの辺は地元の方と色々話し合いをされてやっていただきたい、という風に思っています。</p>
田淵委員	<p>強制力はないんですか？</p>
堀田局長	<p>強制力はないですね。</p> <p>あくまでも個人の、今は外れていた土地は除外申請か何かをして外れていたんじゃないかと推察できますので、それをこちらが勝手に個人の意見を無視して編入する、という事にはならないかな、という風に思っています。</p> <p>で、農用地区域でなくなれば、多面的も直払いも全て受けられない、という事になりますので、そこの辺は地元と話をしていただきたいと思いますが、あくまでも個人が外してほしい、という事であれば、それは除外はできます。</p>
田淵委員	<p>多面的補助金をもらってますけども、面積が減りますよね？それは遡って返納するようになりますか。</p>
堀田局長	<p>除外であれば返還です。ただ、5年一期ですので、30年も40年の遡って返還、という事にはならないと思います。</p> <p>今多面が何年から始まっているか分からないですけど、直払いは今回が6期の1年目という事で、これからスタートですので、今回整理をさせていただきますけど、多面の場合はいつから始まっているか分かりませんが、除外という風になれば当然返還、という事になります。</p>
田淵委員	<p>それは、その農地だけが該当しますか、全体が影響しますか。</p>
堀田局長	<p>ちょっと詳しくは今ここで申し上げられません。</p> <p>県や国と協議する、という事になろうかと思えます。で、必ず返還になるのかどうかというのもですね、今度は産業課の担当者もいますのでね、そこの協議にな</p>

ろうかと思います。

議長

あの、今田淵委員さんの意見につきましては、即座に正確な回答ができないので申し訳ないんですけど、実際問題として、交付金、既にもらっとる。という事になれば、今編入せん、私は今は全くやらん、という事になったら、先ほど言ったように、どうなるかは今から調査なんですけど、全額返還になるのか、それとも、その面積分、案分返還になるのか分かりませんが、とにかくどっちに転んでもですね、そういった状況があるんならば返還手続きはしていくようになりますね、と。だが、もうひとつ言いたいのは、今回この申請につきまして農業委員会として、この編入がいいのか悪いのか、という。そのためには、この何十筆かのものが農地以外の物に使われているか、という事があれば農業委員会として、また大変な事になるんですけど、それが一応皆さんの確認していただいた状況で農地として使われとる、という状況でございますので、農業委員会としてのコメントとしては、なんら問題はありません、と。編入、結構ですよ、という形になる、という風にも理解をしておいていただきたいと思います。あの、交付金とかいろんな事業の関係は除外して考えていて欲しいということですね。

何か、田淵さん、納得いかん、ような顔しとるんですが。

田淵委員

実際納得いかないです。だけど編入されてないところは、農地転用する事に対して全部除外申請をしながら、物事をやってきているわけですよ。で、こんな事言ったら悪いんですけど、この方はある程度知識を持っておられるのでね、これは長い間、ずっとこのままでやってきていたと思うんです。で、この度のこの件が出てですね、初めて知っただけで、そこは荒らされてるわけではなく畑として十分活用されてるわけですから、農地パトロールの時に全部そこは畑として、ずっと確認してまますのでね。それが今の編入に対しては、地権者が拒否された場合、今までは色々な形での地域の補助金を何かもいただいていますから、前に一件似たような事があったんですけど、その時には補助金を全額返納せよ、と。1年分じゃなくて、あの時は5年だったと思います。そうすると、すごい金額になるんですよ。その一軒だけが否定するだけで。とてもそういうのは返納できませんからね。使うだけのものは使っているわけですから。だから、その辺りをですね、この中で言うと、地権者の意見というのは無いに等しい、他の人は無いに等しいわけですよ。

だから、その辺りをちょっとはっきりとした形で表して欲しいな、と思ひまして。だから、差し替えた中での名前出しますけど、〇〇さんについては、田んぼとしてずっと第3者が作っておられますので、それは問題ない、と思うんですけど、もう1軒については、家の周りの畑、全部ですから。その畑の一部というんだったら、まだ納得いきますけど、家の周りは全部畑として野菜を生産してるわけですから。

これを皆が知るとですね、地権者は、家の周りだけはしてほしくない、と言うと思います。自分の自由にならないから。

まあ今回は、この農地が削除されているからいいけども、でも、削除されること自体が、私は納得いきません。相手が、例えばそこへね、将来的に墓地を作るとしてですよ、それじゃ、何年先までに必ず墓地を作るのか。墓地を作るという口実を挙げといて、墓地は山の上に新しく作るといってですよ、建前は墓地を作るからという形で、それは墓地を建てるだけの面積ならいいですよ。それは、家の周りは全部畑なのに、それは編入を拒否する事ができるんですから。しない方がいいですもん。

議長

おっしゃること、よく理解できます。で、今回ですね、先ほど私が言いました様に、今回の資料につきましては、一応前の分と差し替えて出ておまして、今回の資料につきましては、吉賀町の農業振興地域計画の変更については、いかがでしょうか、と。まあいわゆる賛否はいかがでしょうか、という形にしておいて、今田淵委員さんがおっしゃる今の、個々の事由について、勝手に出したり入れたりが出るか、という案件については少し産業課にお預けして調べて調査していただく、という形でいかがでしょうかね。

田淵委員

はい

議長

よろしいですか。

田淵委員

結論が出れば。

議長

出るように調査していただく、という形でよろしいですかね。

はい。ありがとうございます。それでは、なかなかシビアな問題もありましたけども今回の、この第、議案第4号につきましては吉賀町農業振興地域の計画の変更についてですね、資料を提示したものについて、農業委員さんの賛否を聞きたいと思います。この案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

挙手・・・全員でございます。認可承認されました。

はい、ありがとうございました。1号、2号、3号4号で承認項目は終了いたしました。

4番、その他でございます。農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

13ページをご覧ください。

場所は〇〇番、面積〇〇㎡、改良前の用途は田、改良後の用途も田、改良内容及び

理由は2枚を1枚にするまち直しと基盤高の調整です。着工予定年月日は令和8年3月1日、完成予定は令和8年4月30日だそうです。届出人は〇〇さんです。
以上で説明を終わります。

以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 10時00分閉会